公　　告

支担官第144号
令和8年11月5日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　　邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所（納地）	履行期限（納期）
26S1E20055	入退室管理設備改修等	仕様書のとおり	1式	自衛隊サイバー防衛隊	令和9年3月31日

2　入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件））
（ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。）

3　入札日時　　令和8年12月9日（水）　　10:00

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 （A棟 15階東側）（紙による入札がある場合のみ）

5　入札参加資格　（1） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
（2） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3） 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
（4） 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること（任意様式）。
（提出期限：　令和8年11月16日（月）　12:00 ）
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者（物品の販売（自ら製造したものの販売に限る。）及び役務の提供等について準用する。）
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項　目	基　準	数　値
入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	３件以上 ２件 １件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	９人以上 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 ９～10人 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	6 5 4 3 2 1

注：1　特許には、海外で取得したものを含む。
2　技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J－Startup又はJ－Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

（5） 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（6） 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは

役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金　入札保証金　免 除
契約保証金　免 除

8 入札の無効　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成　作成する。

10 契約条項　役務請負契約条項　(基本契約条項)
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項　※1
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　(該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項　(該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※1は、別紙1を確認されたい。

11 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、　令和8年12月8日(火)　17:00　を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年12月2日(水)　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　(見積書提出先)
令和8年11月25日(水)　12:00　まで(メール又はFAX可)　大和：yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 同等品申請については、以下の期日までに同等品申請書を提出すること。
令和8年11月16日(月)　12:00　まで(メール又はFAX可)
(8) 入札説明会は実施しない。
(9) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(10) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30249)　FAX:03-5269-3282　森根：morinekagu@js.dss.mod.go.jp

別紙１

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

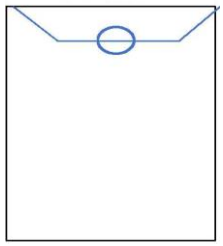
２回目

又は

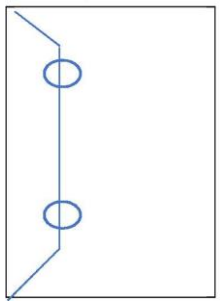
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

別紙様式第６

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加したく申請致します。

件　　名：入退室管理設備改修等

調達要求番号：26S1E20055

番号	品　　名	形　　式	機能・性能	単位・数量	可・否

＊カタログ等機能・性能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部 ・ 一部 を同等品として認める。

全部 ・ 一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級　　氏名

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E20055

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和9年3月31日	
			履　行　場　所		自衛隊サイバー防衛隊	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
入退室管理設備改修等	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入 札 書 ・ 見積書

令和　　年　　月　　日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前　田　　邦　彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26S1E20055

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和9年3月31日	
			履　行　場　所		自衛隊サイバー防衛隊	
件　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
入退室管理設備改修等	仕様書のとおり	式	1			
合　　計						

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
品名又は件名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－８１８４
入退室管理設備改修等	作成年月日	令和８年１０月３０日
	改正年月日	－
	作成部隊等名	自衛隊サイバー防衛隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊サイバー防衛隊の調達要求に係る「入退室管理設備改修等」（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2　引用文書等

引用文書は，入札書又は見積書の提出時における最新版とし，この仕様書に規定する範囲において，この仕様書の一部を成すものとする。

a)　仕様書

ＪＳＯ－２３－８０７３Ａ　入退室管理装置
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

b)　情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装備庁（事）第３号３１．１．９）

c)　情報システムに関する調達に関するサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号３１．１．９）

2　履行場所及び対象範囲

2.1　所在地

東京都新宿区市谷本村町５－１　自衛隊サイバー防衛隊

2.2　作業場所

調達要領指定書による。

2.3　作業時間

平日 8 時 30 分から 16 時 30 分までを基準とする。

2.4　対象範囲

対象範囲は，調達要領指定書に定める各階に設置された既存入退室管理設備並びにこれらと連動するカード認証装置，インターフォン，電気錠，関連配線並びに新設，更新又は改修の対象となる扉とする。各階の改修範囲及び配置は，調達要領指定書による。

3　役務に関する要求

3.1　役務内容

本役務は，既存入退室管理設備（セコム株式会社）を主たる対象として改修し，カード認証，電気錠制御，扉状態監視，履歴管理及びインターフォン連携等の機能を維持するものとする。併せて，一部既存構成品の撤去，別紙第４に示す地下２階㉔における扉の新設，別紙第２に示す２階④⑦における既設扉の改

修及び別紙第２・４・６に示す２階①⑫⑬・地下２階⑭⑰㉑・１階㉖における扉の更新を実施する。具体的内容は，調達要領指定書による。

3.2　作業計画書

契約相手方は，契約後速やかに現地調査を実施して作業計画書を作成し，監督官の承認を得るものとする。

3.3　機能の維持

調達要領指定書に定める認証方式への変更を除き，既存の利用者情報，認証情報，権限設定及び履歴管理方式を維持し，他の管理対象扉及び既存入退室管理設備の運用に影響を与えないものとする。

3.4 情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

a) 機能・性能

契約相手方が納入する製品は，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード，プログラム，電子部品，機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

b) 品質管理

契約相手方が納入する製品は，障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって，その品質を保証されたものでなければならない。

3.5 操作教育

改修後，官側の設備管理担当者に対し，利用者登録，権限設定，履歴確認その他入退室管理設備の運用に必要な操作教育を実施するものとする。

4　監督及び検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官（以下，「支担官」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

5　その他

5.1　提出書類

番　号	名　称	種類・数量	提出時期	提出先
1	作業計画書	紙媒体又は電子媒体 1部	契約後速やかに	監督官
2	日々作業報告書		日々作業終了後，速やかに	
3	使用部材・機器一覧表		作業着手前	
4	機能確認要領書		試験実施前	
5	完成図及び配線構成図		役務完了時	
6	試験結果・作業完了報告書		作業完了後，速やかに	

5.2　官側による支援

契約相手方は，官側が認める範囲で，施設及び電力の使用，既存設備資料の閲覧その他必要な支援を得ることができる。

5.3　仕様書の疑義

この仕様書及び調達要領指定書に疑義が生じた場合は，支担官と協議するものとする。

調　達　要　領　指　定　書	発簡番号	
	調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ２００５５
	調達要求年月日	令和８年１１月４日
	作成部隊等	自衛隊サイバー防衛隊
	作成年月日	令和８年１０月３０日
品　　名	入退室管理設備改修等	
仕　様　書　番　号	ＪＳＯ－２６－８１８４	

指定事項

仕様書第 2.2 項，第 3.1 項及び第 3.3 項に係る事項は，以下のとおりとする。

1　作業場所及び対象範囲

作業場所は，庁舎Ｃ３棟１階，２階及び地下２階とする。対象範囲は，別紙第１から別紙第１６による。

2　役務内容

対象範囲の既存入退室管理設備について，構成品の新設，移設，設定変更，既存設備の撤去（以下，「改修」という。）を行い，カード認証による解錠，施錠，扉状態監視，履歴管理及びインターフォン連携等の機能を維持する。その際，既存機器及び関連配線等を必要に応じて移設又は再取付けし，電気錠を新設又は更新するとともに，扉を新設，更新又は改修し，既設入退室管理設備（セコム株式会社）と一体として正常に作動するよう接続，設定及び調整を行う。

3　入退室管理設備の改修等

(1)　身分証明証，マイナンバーカード及びゲストカードによる認証方式に変更すること。
(2)　認証結果に基づき，対象扉の電気錠を施錠及び解錠できること。
(3)　扉の開閉状態及び電気錠の状態を既存入退室管理設備で確認できること。
(4)　認証，解錠及び異常等の履歴を従前と同様に保存及び閲覧できること。
(5)　既存・新設のインターフォンによる通話機能を維持すること。
(6)　利用者情報，認証情報，扉設定，権限設定及び履歴情報を消失又は意図せず変更しないこと。
(7)　他の管理対象扉及び既存入退室管理設備の運用に異常又は支障を生じさせないこと。
(8)　改修項目は，表１による。

表１-改修項目

区分	改修内容	数量（単位）	備　考
A	カード認証装置 IC カードリーダ（新設）	１６（台）	細部は，別紙第２・４・６・７・１０・１３による。
B	カード認証装置 IC カードリーダ（移設）	９（台）	
C	カード認証装置 IC カードリーダテンキー付（新設）	１０（台）	
D	指静脈認証装置 IC カードリーダ付（新設）	１（台）	
E	入退室管理端末（移設，設定変更）	１（式）	
F	電気錠コントローラ（新設）	８（台）	
G	指静脈認証装置（登録用）（新設）	１（台）	
H	カード認証装置 IC カードリーダ（登録用）（移設）	１（台）	
I	電気錠（新設）	１０（台）	
J	入退室管理ソフトウェア（設定変更）	１（式）	
K	メディアコンバータ（撤去）	１（式）	
L	インターフォン（新設）	３（台）	
M	カード認証装置 IC カードリーダ（撤去）	６（台）	
N	ＴＲ－ＬＡＮレピータ（新設）	２（台）	
O	ゲストカード	３５０（枚）	細部は，別紙第１６による。

(9)　新設する機器等の主要諸元は，表２による。

表２-主要諸元

番号	構成品名	主要諸元
1	カード認証装置 IC カードリーダ	(1)　各人保有の身分証明証，マイナンバーカード及びゲストカードによる非接触 IC カードの認証情報の読み取りができること。 (2)　カードの読み取り結果と扉の開閉状態及びエラー状況を，被認証者に対し LED 表示，ブザー音，音声のいずれかで通知できること。又は他の装置へ通知し被認証者に通知できるものとする。 (3)　契約相手方は，監督官から対象カードのフォーマット情報と対象カードを借用し適切に設定と認証試験を行うこととする。 (4)　電気錠コントローラに認証情報等を送信できること。 (5)　スクランブルテンキー又は静脈認証装置と組み合わせた２段階認証に対応できること。 (6)　マイナンバーカードを認証に使用する場合において，個人番号を取得又は保存しないこと。 (7)　カタログ製品:セコム㈱ CD-R1080 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）
2	カード認証装置 IC カードリーダ テンキー付	(1)　各扉毎の暗証番号を入力でき，認証結果を電気錠コントローラなどに通知できること。操作キーは数字０から９までの１０種類を備えること。（※操作キーはタッチパネルでも可とする。） (2)　１回の認証ごとに操作キーの配列パターンが変わること。 (3)　カード認証装置の認証に加えて２段階認証を実現できること。 (4)　カタログ製品:セコム㈱ TC-U0550 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）
3	指静脈認証装置 IC カードリーダ 付	(1)　指静脈センサーにより，登録された指静脈情報との照合及び認証を行えること。 (2)　指静脈センサーが一体型であること，又は近接し連携が取れること。 (3)　認証結果，エラー状況を，被認証者に対し LED 表示，ブザー音，音声，文字のいずれかで通知できること。又は他の装置へ通知し被認証者に通知できるものとする。 (4)　本構成品により，静脈認証情報の登録・変更・削除が行えること。他の装置にて実現できる場合は，この限りではない。 (5)　電気錠コントローラへの認証情報等の送信ができること。 (6)　1 台につき 200 人以上の静脈データの記録保持ができること。他の装置にて実現できる場合は，この限りではない。 (7)　カード認証装置とあわせて，２段階認証に対応できること。 (8)　カタログ製品:セコム㈱ FI-E0270 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）

4	入退室管理端末	(1)　入退室管理ソフトウェアが，正常に動作すること。 (2)　電気錠コントローラに，入退室管理に必要な情報を送出できること。 (3)　イベント履歴，操作履歴，認証履歴等を 60 か月分以上保存できる記録媒体の容量を有すること。履歴等をデータに変換し自動で保存できる場合はこの限りではない。 (4)　カード認証装置（スクランブルテンキー及び静脈認証装置）及び電気錠の増設に対応できること。 (5)　停電が発生しても，１０分以上は通常の入退室制御が行えるよう，バッテリーを有していること。 (6)　性能は，各 OS 及び入退室管理ソフトウェア（アプリケーションを含む）が正常かつ安定して実行できる性能を有するものとする。 (7)　電気錠コントローラと安定して通信ができる通信インターフェースを具備すること。 (8)　電気錠の解錠の全ての履歴及びカードに係わる登録情報の一部を CSV ファイル（テキストファイルも含む）等を用いてエクスポートしデータとして記憶媒体に保存できること。
5	電気錠コントローラ	(1)　入退室管理端末から入退室管理に必要な情報を受信し，保持できること。また，入退室管理に係わる情報を入退室管理端末に送信できること。 (2)　カード認証装置の認証情報等を受信し，保持できること。 (3)　入退室管理端末からの入退室に必要な情報と，カード認証装置の認証の結果に基づき，電気錠の制御を行えること。 (4)　停電が発生しても，１０分以上は通常の入退室制御が行えるよう，バッテリーを有していること。 (5)　カード認証装置（スクランブルテンキーも含む），入退室管理端末及び入退室管理ソフトウェアとの連携により，各構成品の機能を実現できること。 (6)　カード認証装置（スクランブルテンキーも含む）の増設に対応できること。 (7)　10,000 件以上の利用者情報を管理できること。 (8)　カタログ製品:セコム㈱ EL-C0130 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）
6	指静脈認証装置（登録用）	(1)　入退室管理端末に接続されること。 (2)　指静脈情報を入退室管理端末に登録が実施できること。 (3)　カタログ製品:セコム㈱ FI-E0250 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）
7	電気錠	(1)　電気錠コントローラからの信号により，かぎの解錠及び施錠ができること。 (2)　既設扉を加工し，設置可能なこと。 (3)　レバーハンドル（又はドアノブ），鍵とシリンダー（廊下側），サムターン（部屋側）を有していること。

8	インターフォン	カタログ製品:セコム㈱ YAZ-90-3W 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）
9	入退室管理ソフトウェア（アプリケーションも含む）	(1) カード認証装置を設置する扉ごとに解錠許可の設定が行えること。 (2) 非接触 IC カード情報等をひとつの個人 ID で管理できること。また，個人 ID ごとに各扉のポリシー（開閉の権限）を設定できること。 (3) パスワード等により，管理ユーザーのログインを認証できること。 (4) カード認証装置の照合結果をログとして保存・閲覧できること。 (5) 管理対象の電気錠にエラーが発生した場合，異常表示又はブザー音などによる通知ができること。 (6) 本構成品の時刻を電気錠コントローラへ 1 日に 1 度自動的に同期できること。 (7) 入退室管理端末上で，正常に動作すること。 (8) 入退室のログ，ユーザー名及び ID を記録媒体へテキストファイル（CSV ファイルなど）としてバックアップできること。
１０	ＴＲ－ＬＡＮレピータ	(1) 既存入退室管理設備に接続し，入退室管理に係る通信を中継できること。 (2) 既存入退室管理設備の信号方式，通信方式，電源条件及び接続条件に適合すること。 (3) 接続する入退室管理端末，電気錠コントローラその他の関連機器との間で，安定して通信できること。 (4) 既存入退室管理設備の運用及び他の管理対象扉の動作に異常又は支障を生じさせないこと。 (5) カタログ製品:セコム㈱ RP-T0400 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）
１１	ゲストカード	(1) 本調達で整備するカード認証装置により正常に読み取り，登録された権限に基づき対象扉を解錠できること。 (2) 既存入退室管理設備に登録可能な非接触 IC カードであること。 (3) カードの形状，表示内容，配色及びレイアウトは別紙第１６によること。 (4) カードごとに重複しない一連番号を付すこと。 (5) 一連番号は「001」から「350」までとすること。 (6) カード表面及び裏面の印刷は，通常の使用において容易に剥離又は判読不能とならないこと。 (7) 製作前に，デザイン，表示内容，字体，配色及び一連番号の表示方法について監督官の確認を受けること。 (8) 納入時に，カード固有情報と一連番号の対応表を提出すること。ただし，対応表に記載する情報の範囲は，監督官との協議による。 (9) カタログ製品:セコム㈱ TypeA（MIFARE） 又は同等品以上のもの（同社製品に限る。）

4　扉の新設

地下２階に扉を新設する。詳細な配置及び設置寸法は，別紙第７から別紙第９による。使用部材等は，表３による。

表３-使用部材等（扉の新設）

番　号	部　位	要求事項	備　考
1	パーテーション部	天井まで区画できる不燃パネル構造とし，設置場所に適合する強度及び仕上げを有すること。	細部は別紙第７から別紙第９による。
2	扉部	片開き扉とし，電気錠，レバーハンドル，シリンダー，サムターン及びドアクローザーを備えること。	
3	電気錠・配線	既存入退室管理設備の信号方式，電源条件及び取付条件に適合すること。	扉枠及び錠受けを含む。
4	カード認証装置等	新設し，他の扉の機能と同様のものを維持すること。	細部は別紙第７から別紙第９による。
5	仕上げ・補修	撤去及び更新に伴う天井，床及び壁面を既存部分と調和するよう補修すること。	色及び柄は既存に合わせる。

5　既設扉の改修等

２階④⑦に設置された既設扉について，扉本体，その他必要な構成品の改修を行うとともに，既存入退室管理設備と連動するよう施工，接続，設定及び調整を行うものとする。詳細な配置及び設置寸法は，別紙第１０から別紙第１５による。使用部材等は，表４による。

表４-使用部材等（既設扉の改修）

番　号	部　位	要求事項	備　考
1	パーテーション部	天井まで区画できる不燃パネル構造とし，設置場所に適合する強度及び仕上げを有すること。	細部は別紙第１０から別紙第１５による。
2	扉部	親子扉とし，電気錠，レバーハンドル，シリンダー，サムターン及びドアクローザーを備えること。	
3	扉ガラス部	透明強化ガラス（JIS R 3206 又は同等以上），厚さ 5 ㎜以上とすること。	施工前に細部を確認する。
4	電気錠・配線	対象扉ごとの指定に基づき新設の上，正常に施錠及び解錠ができるよう調整すること。	扉枠及び錠受けを含む。
5	カード認証装置等	既存品を移設又は再取付けし，従前の機能を維持すること。	細部は別紙第１０から別紙第１５による。
6	仕上げ・補修	撤去及び更新に伴う天井，床及び壁面を既存部分と調和するよう補修すること。	色及び柄は既存に合わせる。

6　既設扉の更新

2 階①⑫⑬，地下 2 階⑭⑰㉑及び 1 階㉖に設置された既設扉について，既設扉を撤去し，鉄製扉に更新するものとする。併せて，対象扉ごとに指定された電気錠，カード認証装置，インターフォンその他の関連機器について，既存入退室管理設備と連動するよう施工，接続，設定及び調整を行うものとする。詳細な配置及び対象機器は，別紙第 1 から別紙第 6 による。使用部材等は，表 5 による。扉の寸法，開き方向及び納まりの細部は，現地調査後，監督官と調整のうえ決定するものとする。

表５-使用部材等（既設扉の更新）

番　号	部　位	要求事項	備　考
1	扉部	既設扉を撤去し，設置場所及び既存躯体に適合する鉄製扉に更新すること。	細部は現地調査後，監督官と調整のうえ決定するものとする。
2	扉枠	扉本体，壁面及び取付条件に適合するものとし，必要に応じて撤去，更新又は補修すること。	
3	電気錠・配線	対象扉ごとの指定に基づき新設の上，正常に施錠及び解錠ができるよう調整すること。	施工前に細部を確認する。
4	扉金物	レバーハンドル又はノブハンドル，シリンダー，サムターン，ドアクローザーその他必要な扉金物を備えること。	扉枠及び錠受けを含む。
5	カード認証装置等	別紙に示す区分に従い，新設，移設又は再取付けを行い，従前又は指定された機能を確保すること。	細部位置は現地調査後，監督官と調整のうえ決定するものとする。
6	仕上げ・補修	既設扉の撤去及び更新に伴う壁面，床面，天井その他の取合い部分を，既存部分と調和するよう補修すること。	色及び柄は既存に合わせる。

7　設備間の連動

入退室管理設備を主たる対象とし，本役務により新設，移設又は更新する各設備について，既存設備と機械的及び電気的に適合させ，正常に連動するよう施工，接続，設定及び調整を行うものとする。

8　施工前確認及び技術調整

作業着手前に，各階の既存設備の製造会社名，型式，信号方式，電源条件，配線経路，設定状態及び正常動作を確認する。既存設備の製造会社その他関係事業者との技術調整は，契約相手方が実施するものとする。

9　機能確認

契約相手方は，各機能確認項目の試験方法，判定基準及び記録方法を記載した機能確認要領書を作成し，試験実施前に監督官の確認を受けるものとする。

施工完了後，監督官立会いの下，各階についてカード認証，二段階認証，施錠・解錠，扉状態監視，履歴記録，履歴情報等の出力，インターフォン通話，停電時における所要の動作，物理鍵による解錠及び他の管理対象扉への影響がないことを確認する。

10　不要品及び発生材の処分

本役務の施工により発生する産業廃棄物の処分は，契約相手方の責任において，廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正に処分するものとする。その他不要品及び発生材についても，関係法令に従い適正に搬出及び処分する。ただし，官側が返納を指示した物品を除く。

11　別紙

別紙第１　　Ｃ３棟２階配置図（改修前）
別紙第２　　Ｃ３棟２階配置図（改修後）
別紙第３　　Ｃ３棟地下２階配置図（改修前）
別紙第４　　Ｃ３棟地下２階配置図（改修後）
別紙第５　　Ｃ３棟１階配置図（改修前）
別紙第６　　Ｃ３棟１階配置図（改修後）
別紙第７　　Ｃ３棟地下２階新設扉配置図
別紙第８　　Ｃ３棟地下２階新設扉設置図（東側から）
別紙第９　　Ｃ３棟地下２階新設扉設置図（西側から）
別紙第１０　Ｃ３棟２階既設扉改修（西側）配置図
別紙第１１　Ｃ３棟２階既設扉改修（西側）設置図（北側から）
別紙第１２　Ｃ３棟２階既設扉改修（西側）設置図（南側から）
別紙第１３　Ｃ３棟２階既設扉改修（東側）配置図

別紙第１４　Ｃ３棟２階既設扉改修（東側）設置図（西側から）
別紙第１５　Ｃ３棟２階既設扉改修（東側）設置図（東側から）
別紙第１６　ゲストカードデザイン

Ｃ３棟２階配置図（改修前）

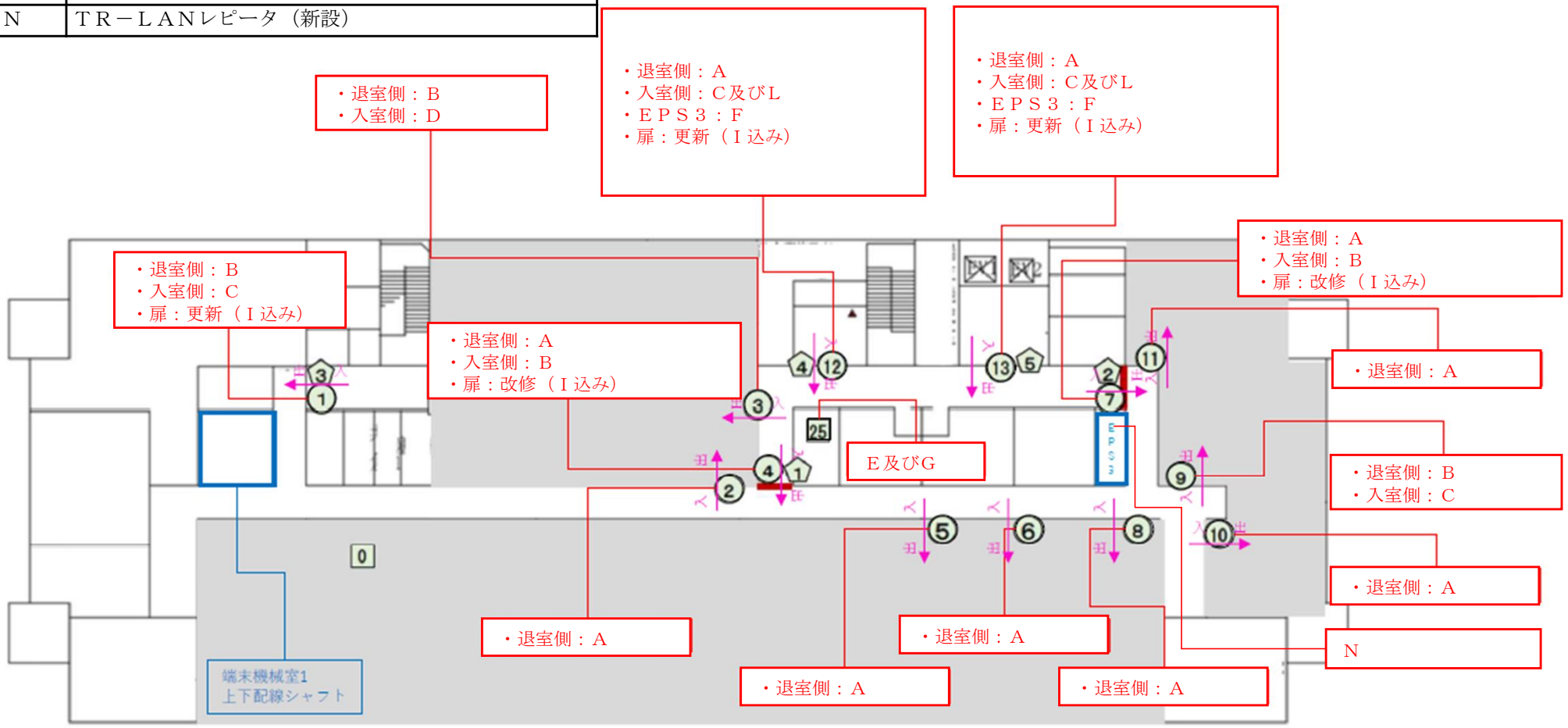
別紙第１



Ｃ３棟２階配置図（改修後）

別紙第２

番　号	品　名
A	カード認証装置ICカードリーダ（新設）
B	カード認証装置ICカードリーダ（移設）
C	カード認証装置ICカードリーダテンキー付（新設）
D	指静脈認証装置ICカードリーダ付（新設）
E	入退室管理端末（移設，設定変更）
F	電気錠コントローラ（新設）
G	指静脈認証装置（登録用）（新設）
H	カード認証装置ICカードリーダ（登録用）（移設）
I	電気錠（新設）
J	入退室管理ソフトウェア（設定変更）
K	メディアコンバータ（撤去）
L	インターフォン（新設）
M	カード認証装置ICカードリーダ（撤去）
N	ＴＲ－ＬＡＮレピータ（新設）



Ｃ３棟地下２階配置図（改修前）

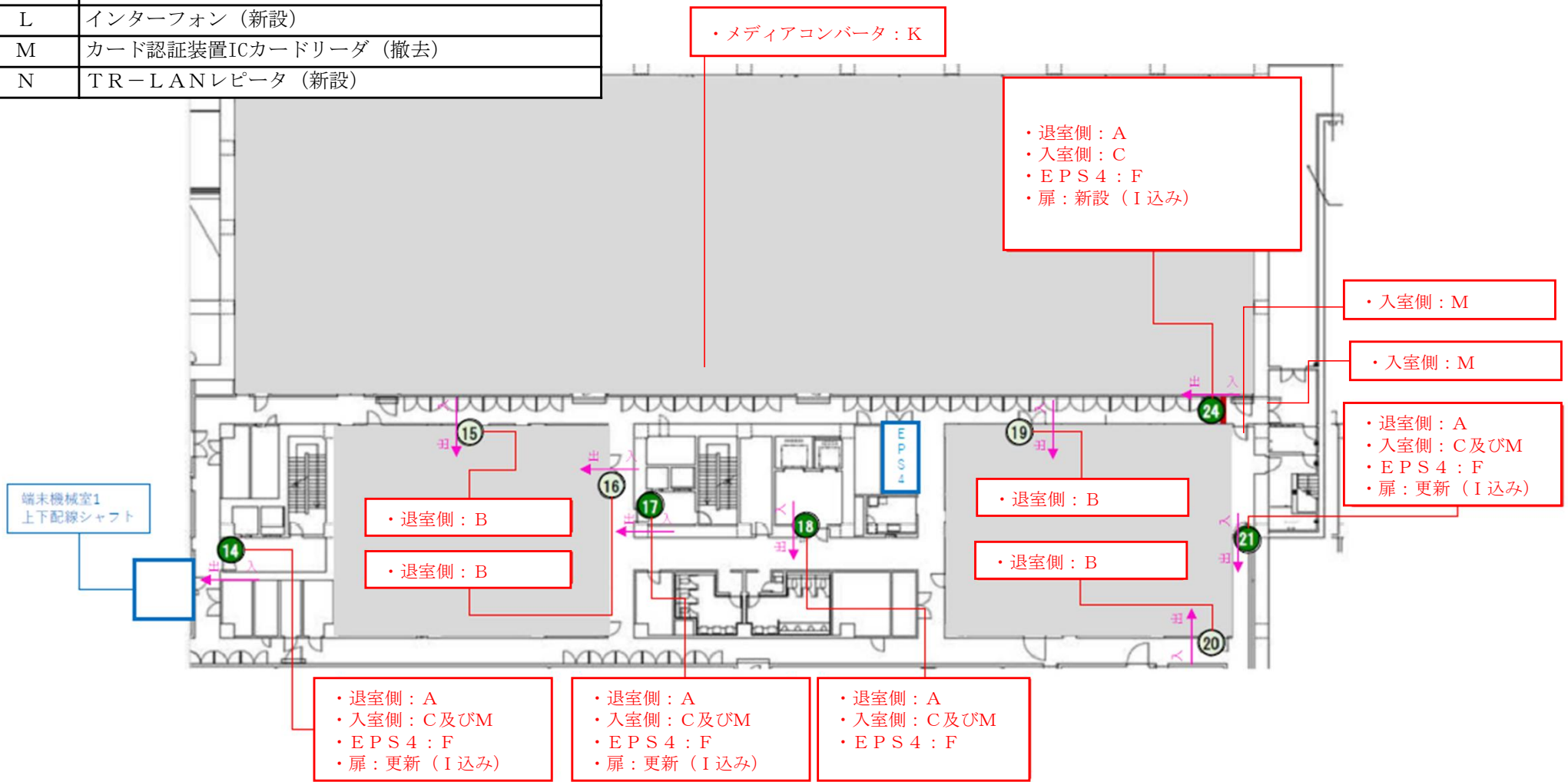
別紙第３



Ｃ３棟地下２階配置図（改修後）

別紙第４

番　号	品　名
A	カード認証装置ICカードリーダ（新設）
B	カード認証装置ICカードリーダ（移設）
C	カード認証装置ICカードリーダテンキー付（新設）
D	指静脈認証装置ICカードリーダ付（新設）
E	入退室管理端末（移設，設定変更）
F	電気錠コントローラ（新設）
G	指静脈認証装置（登録用）（新設）
H	カード認証装置ICカードリーダ（登録用）（移設）
I	電気錠（新設）
J	入退室管理ソフトウェア（設定変更）
K	メディアコンバータ（撤去）
L	インターフォン（新設）
M	カード認証装置ICカードリーダ（撤去）
N	ＴＲ－ＬＡＮレピータ（新設）



Ｃ３棟１階配置図（改修前）

別紙第５

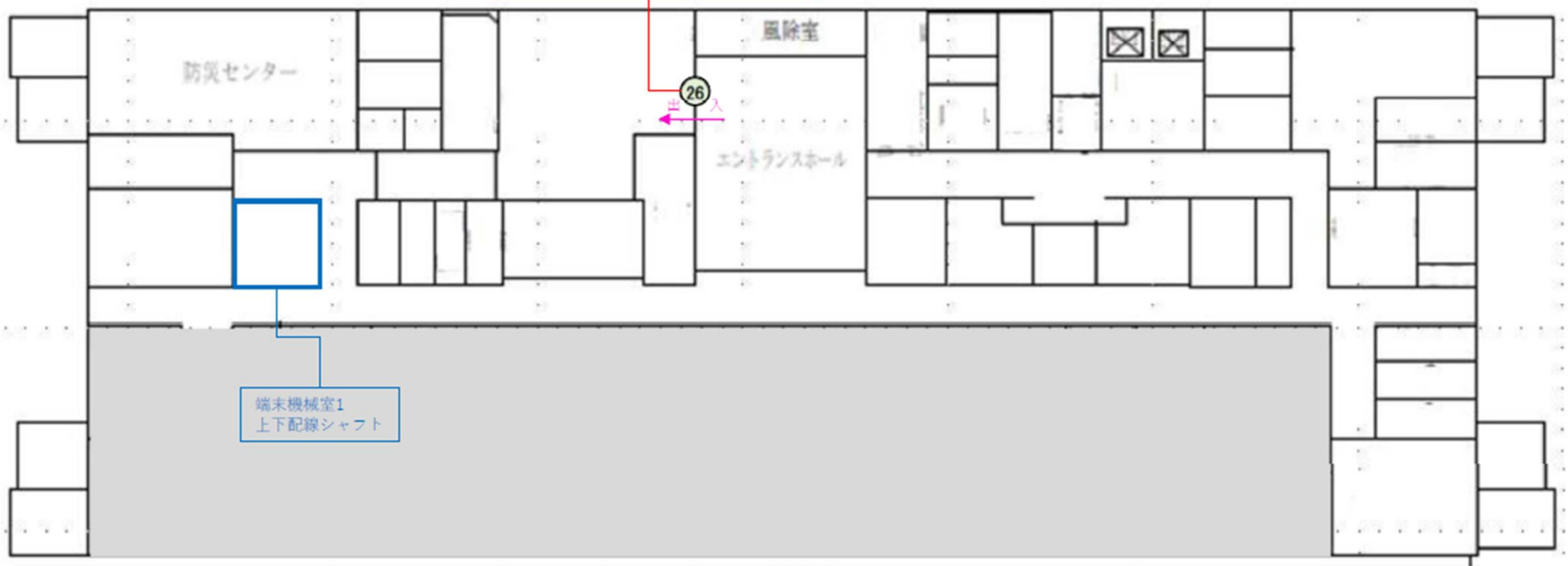


Ｃ３棟１階配置図（改修後）

別紙第６

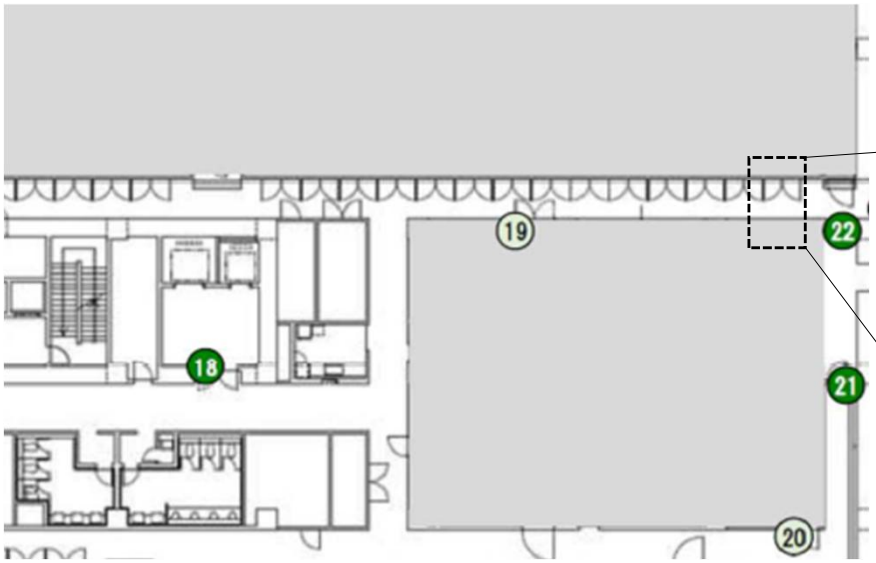
番　号	品　名
A	カード認証装置ICカードリーダ（新設）
B	カード認証装置ICカードリーダ（移設）
C	カード認証装置ICカードリーダテンキー付（新設）
D	指静脈認証装置ICカードリーダ付（新設）
E	入退室管理端末（移設，設定変更）
F	電気錠コントローラ（新設）
G	指静脈認証装置（登録用）（新設）
H	カード認証装置ICカードリーダ（登録用）（移設）
I	電気錠（新設）
J	入退室管理ソフトウェア（設定変更）
K	メディアコンバータ（撤去）
L	インターフォン（新設）
M	カード認証装置ICカードリーダ（撤去）
N	ＴＲ－ＬＡＮレピータ（新設）

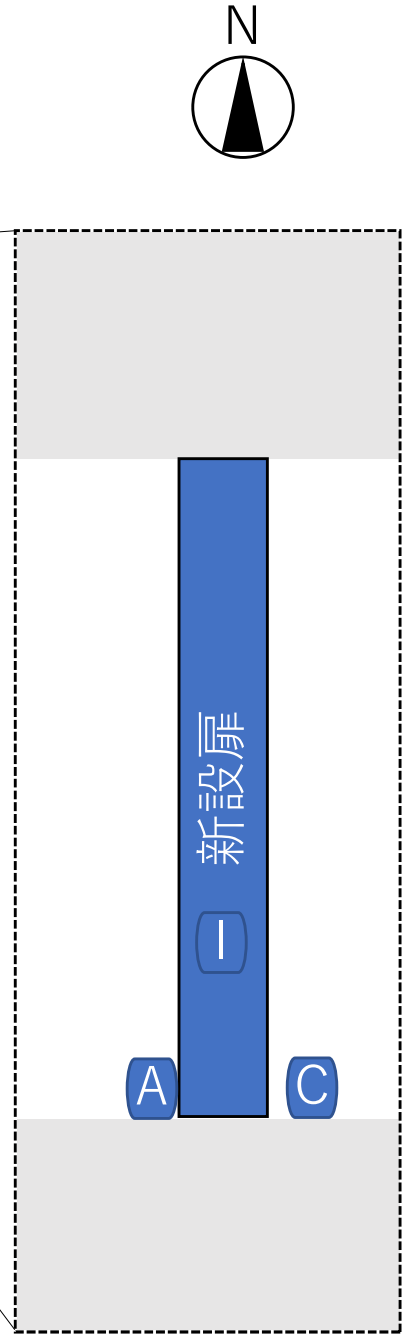
・退室側：Ａ及びN
・入室側：Ｃ及びＬ
・室内：Ｆ
・扉：更新（Ｉ込み）



Ｃ３棟地下２階新設扉配置図

別紙第７





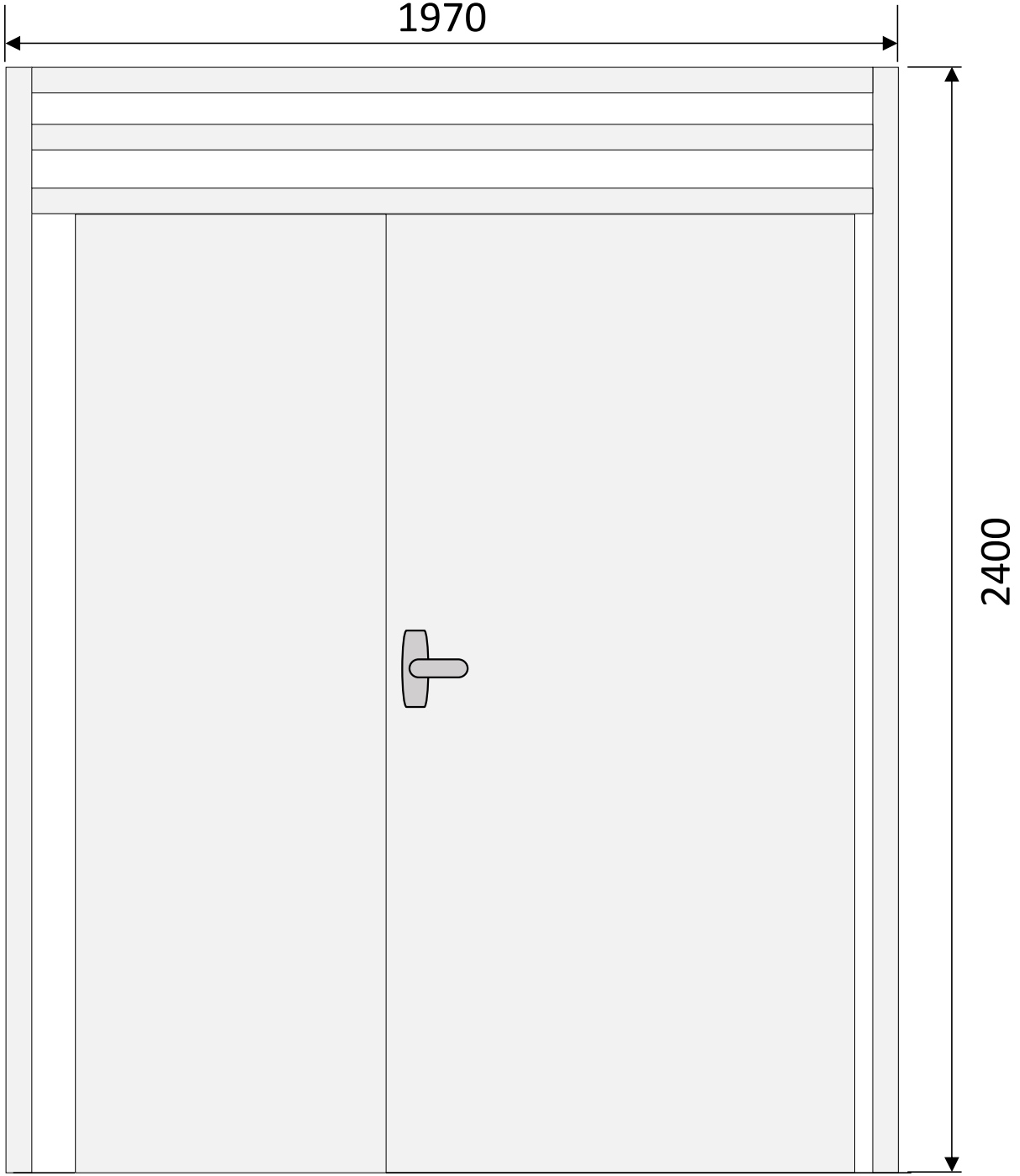
番　号	品　名
A	カード認証装置ICカードリーダ（新設）
B	カード認証装置ICカードリーダ（移設）
C	カード認証装置ICカードリーダテンキー付（新設）
D	指静脈認証装置ICカードリーダ付（新設）
E	入退室管理端末（移設，設定変更）
F	電気錠コントローラ（新設）
G	指静脈認証装置（登録用）（新設）
H	カード認証装置ICカードリーダ（登録用）（移設）
I	電気錠（新設）
J	入退室管理ソフトウェア（設定変更）
K	メディアコンバータ（撤去）
L	インターフォン（新設）
M	カード認証装置ICカードリーダ（撤去）
N	ＴＲ－ＬＡＮレピータ（新設）

Ｃ３棟地下２階新設扉設置図（東側から）

天井高：2400
廊下幅：1970

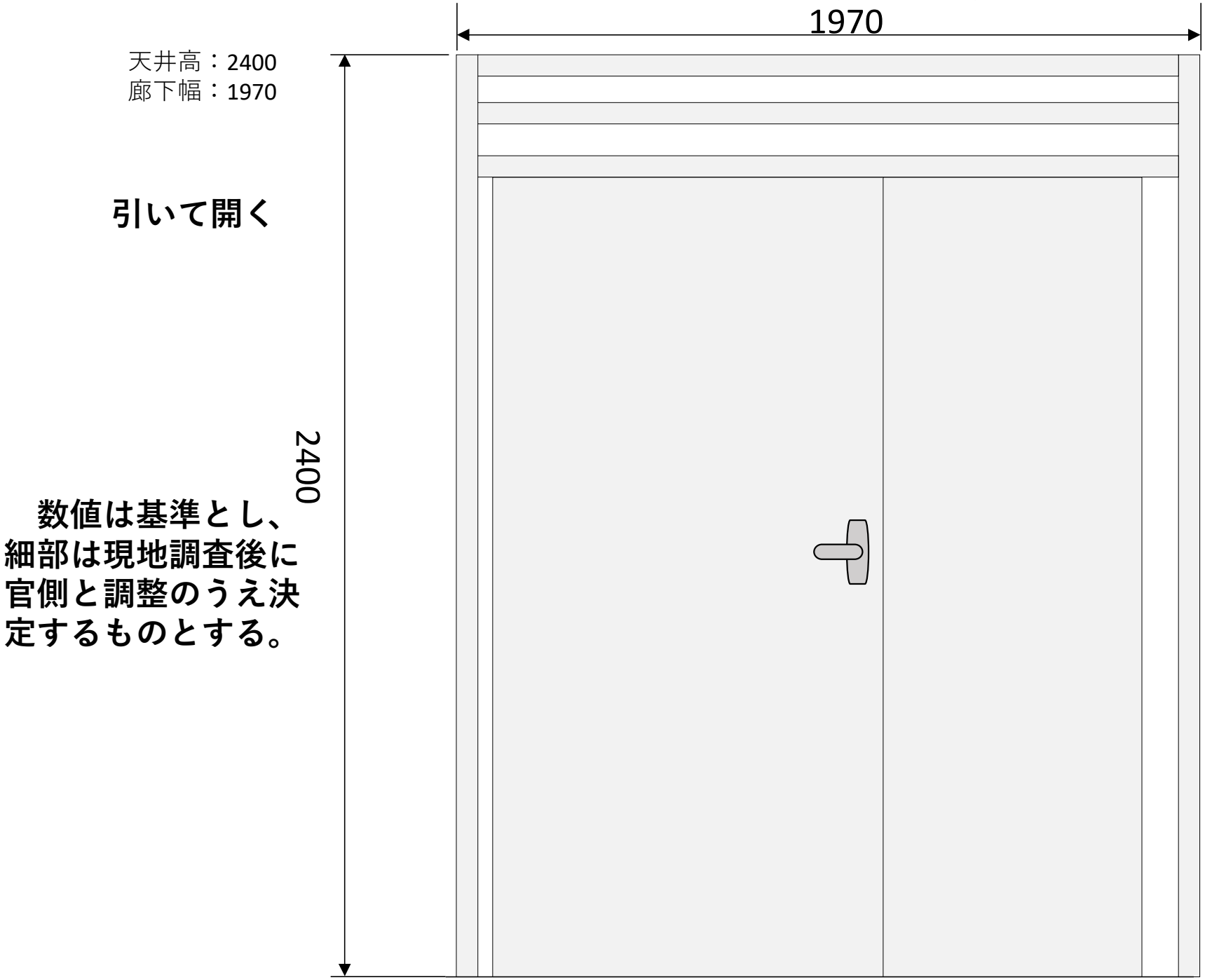
押して開く

**　数値は基準とし、細部は現地調査後に官側と調整のうえ決定するものとする。**



Ｃ３棟地下２階新設扉設置図（西側から）

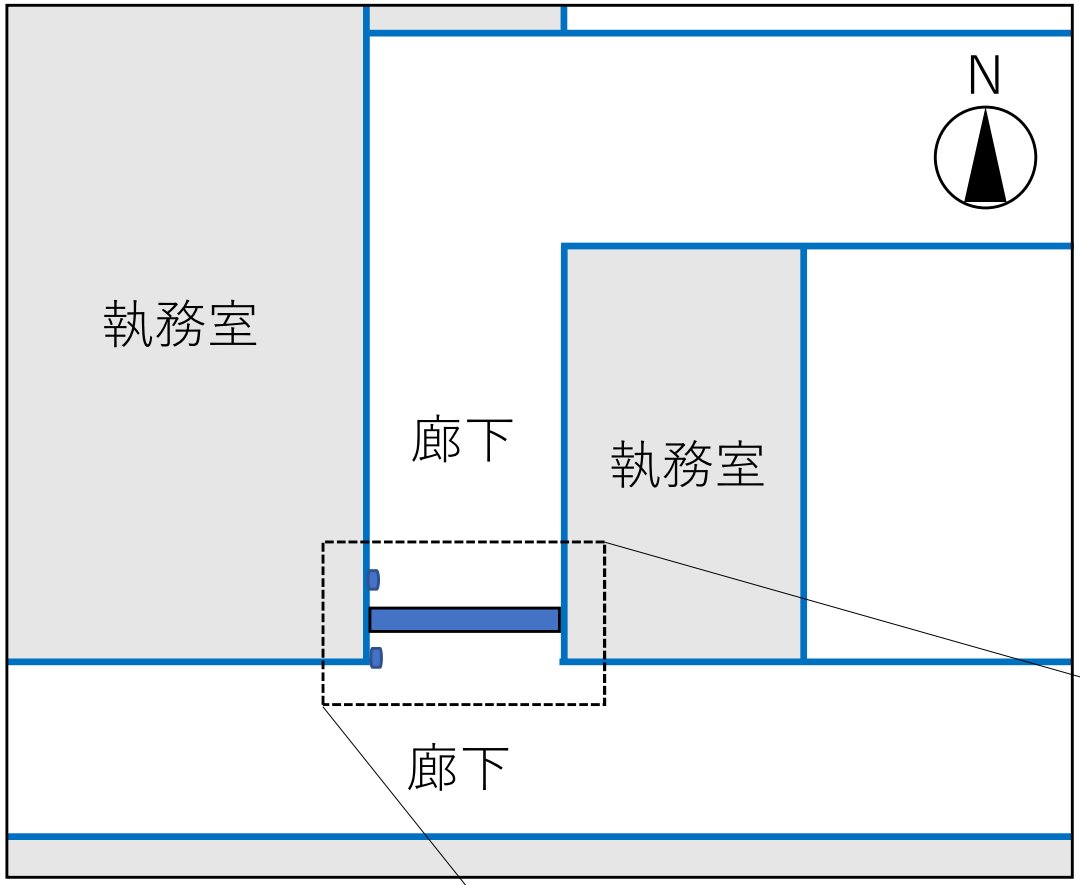
別紙第９



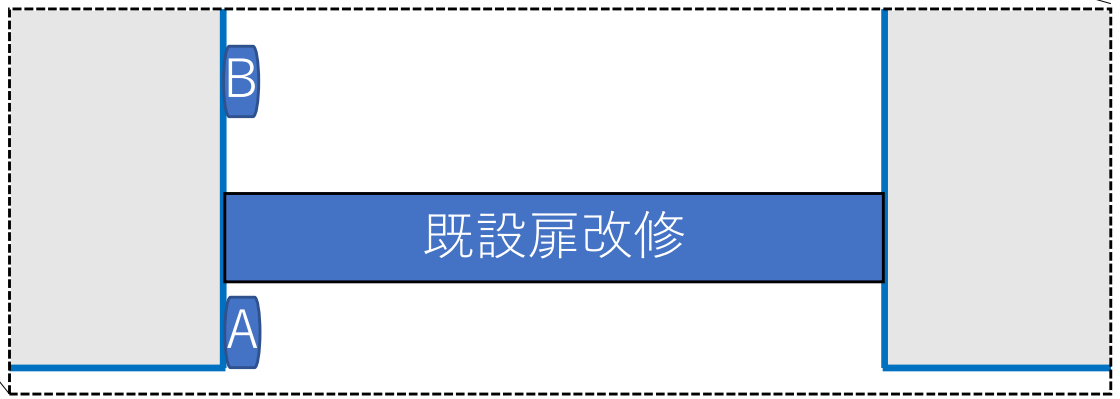
数値は基準とし、細部は現地調査後に官側と調整のうえ決定するものとする。

Ｃ３棟２階既設扉改修西側配置図

別紙第１０



番　号	品　名
A	カード認証装置ICカードリーダ（新設）
B	カード認証装置ICカードリーダ（移設）
C	カード認証装置ICカードリーダテンキー付（新設）
D	指静脈認証装置ICカードリーダ付（新設）
E	入退室管理端末（移設，設定変更）
F	電気錠コントローラ（新設）
G	指静脈認証装置（登録用）（新設）
H	カード認証装置ICカードリーダ（登録用）（移設）
I	電気錠（新設）
J	入退室管理ソフトウェア（設定変更）
K	メディアコンバータ（撤去）
L	インターフォン（新設）
M	カード認証装置ICカードリーダ（撤去）
N	ＴＲ－ＬＡＮレピータ（新設）

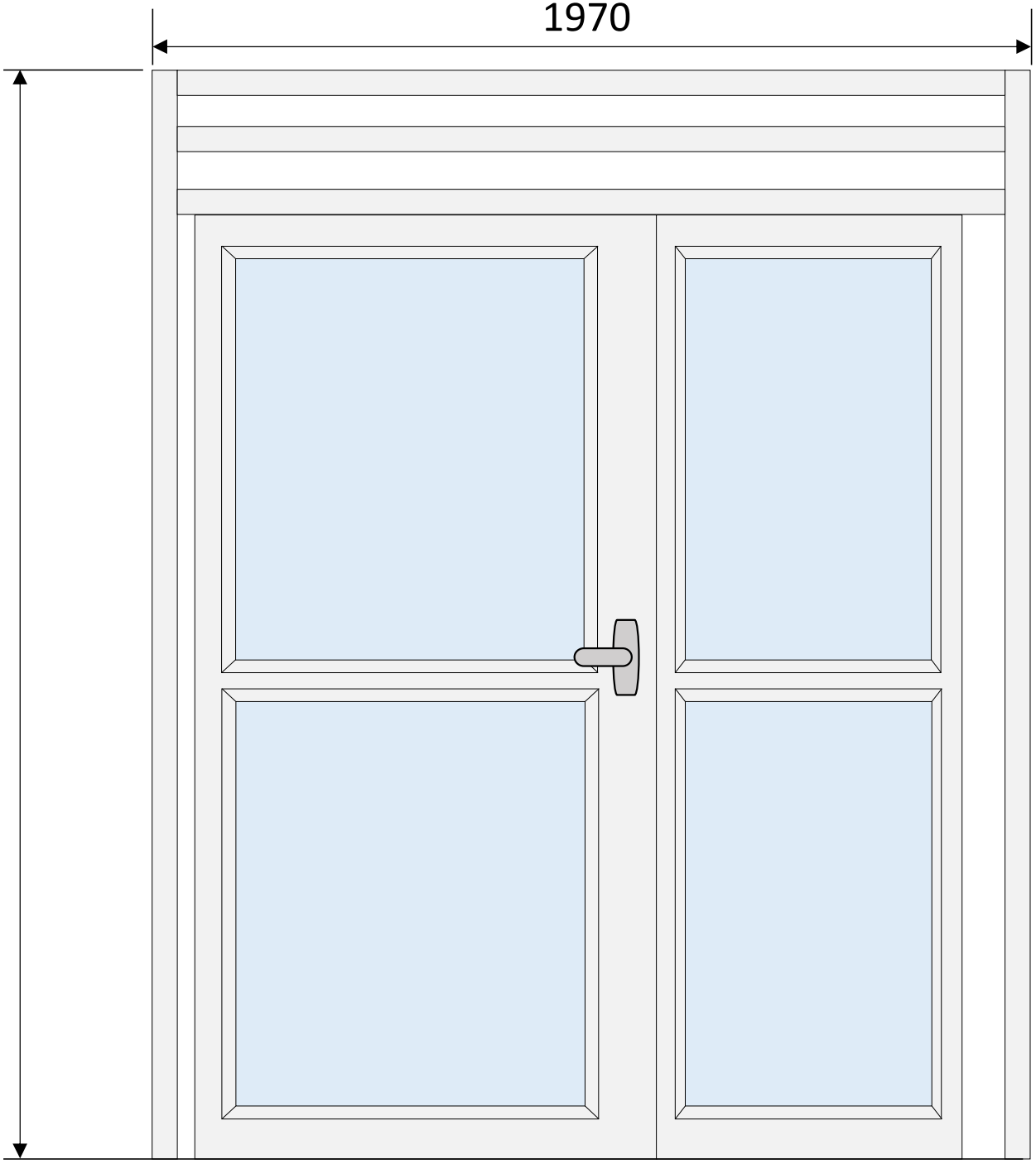


Ｃ３棟２階既設扉改修西側設置図（北側から）

別紙第１１

天井高：2400
廊下幅：1970

引いて開く



数値は基準とし、細部は現地調査後に官側と調整のうえ決定するものとする。

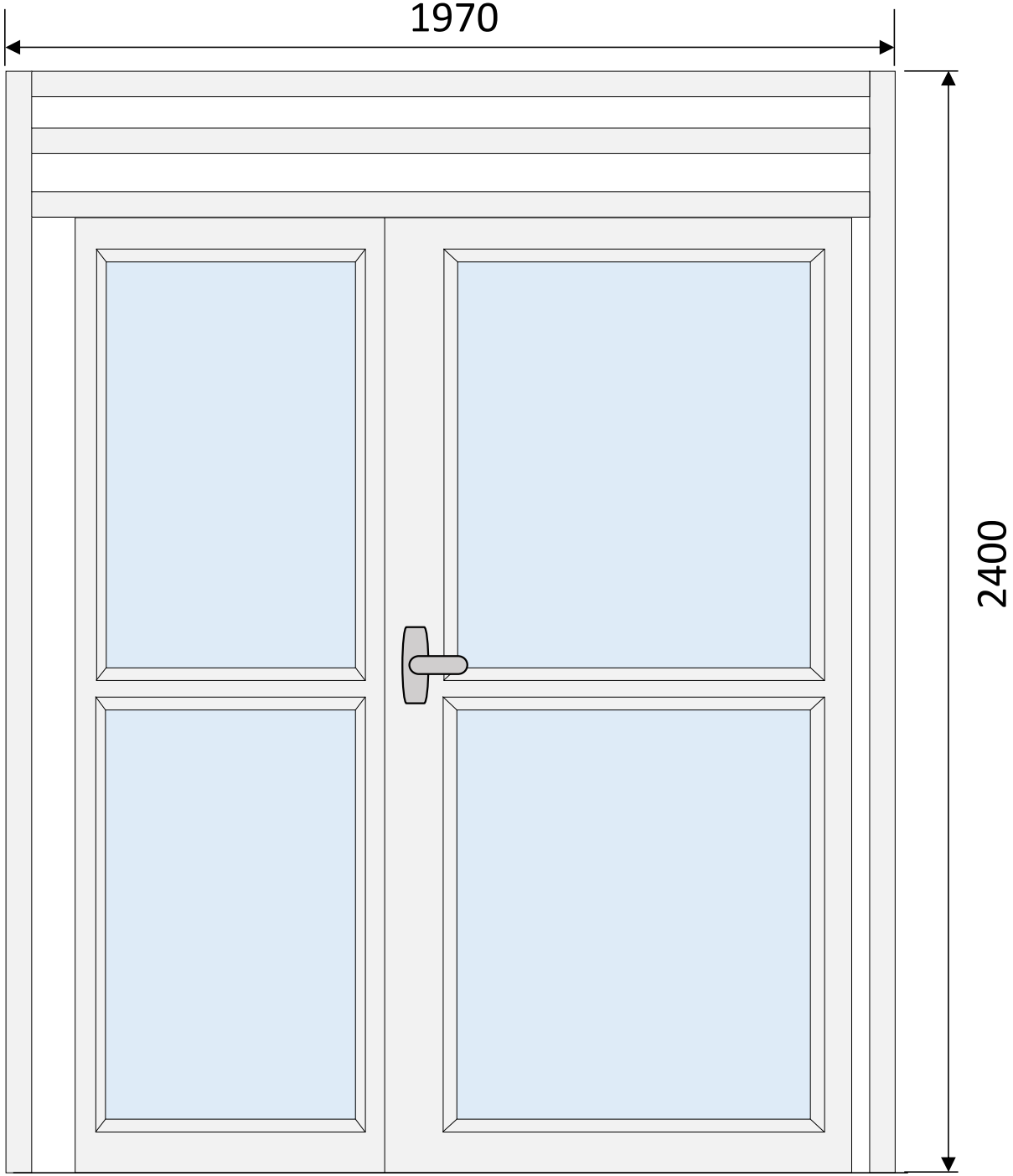
Ｃ３棟２階既設扉改修西側設置図（南側から）

別紙第１２

天井高：2400
廊下幅：1970

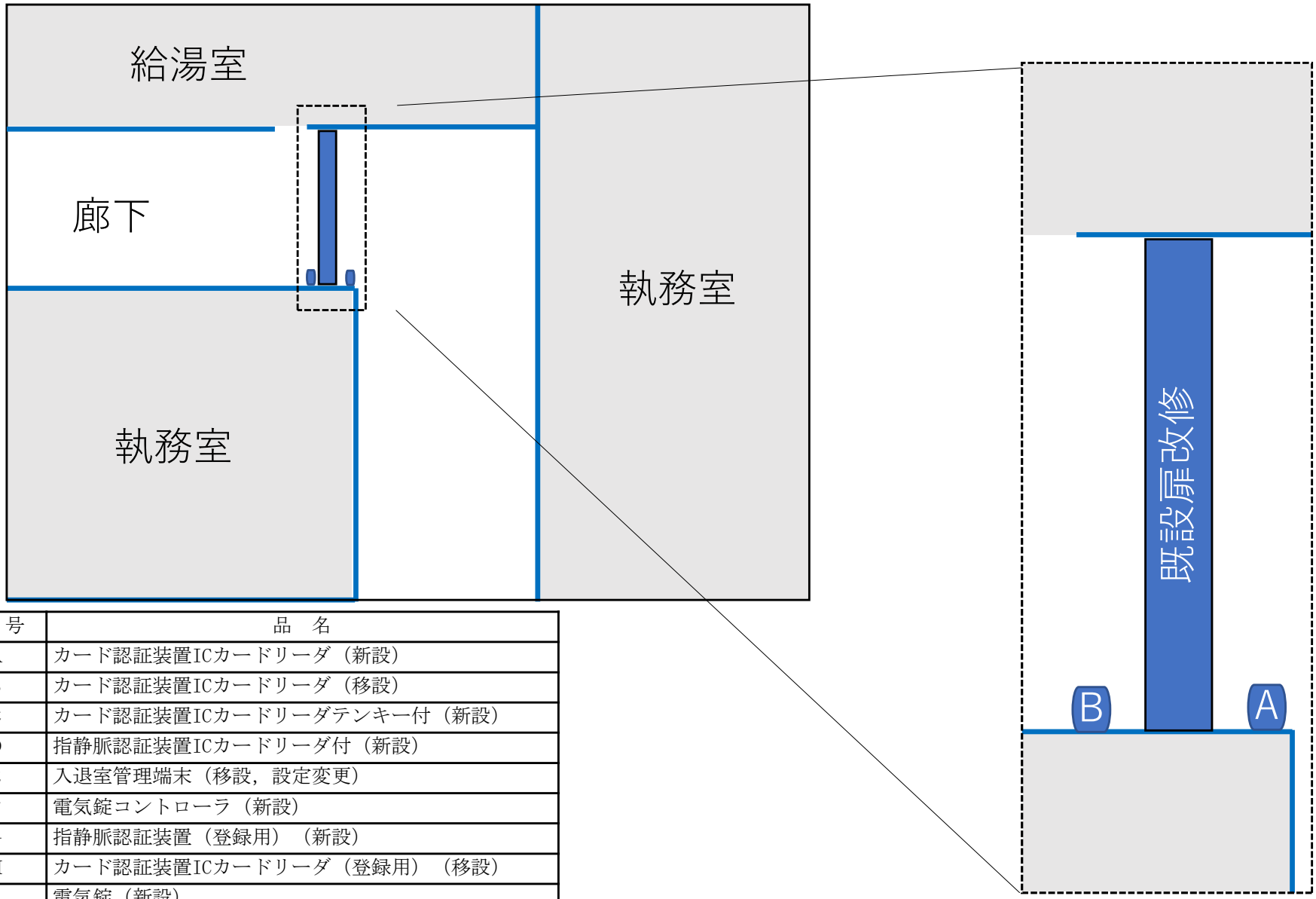
押して開く

数値は基準とし、細部は現地調査後に官側と調整のうえ決定するものとする。



Ｃ３棟２階既設扉改修東側配置図

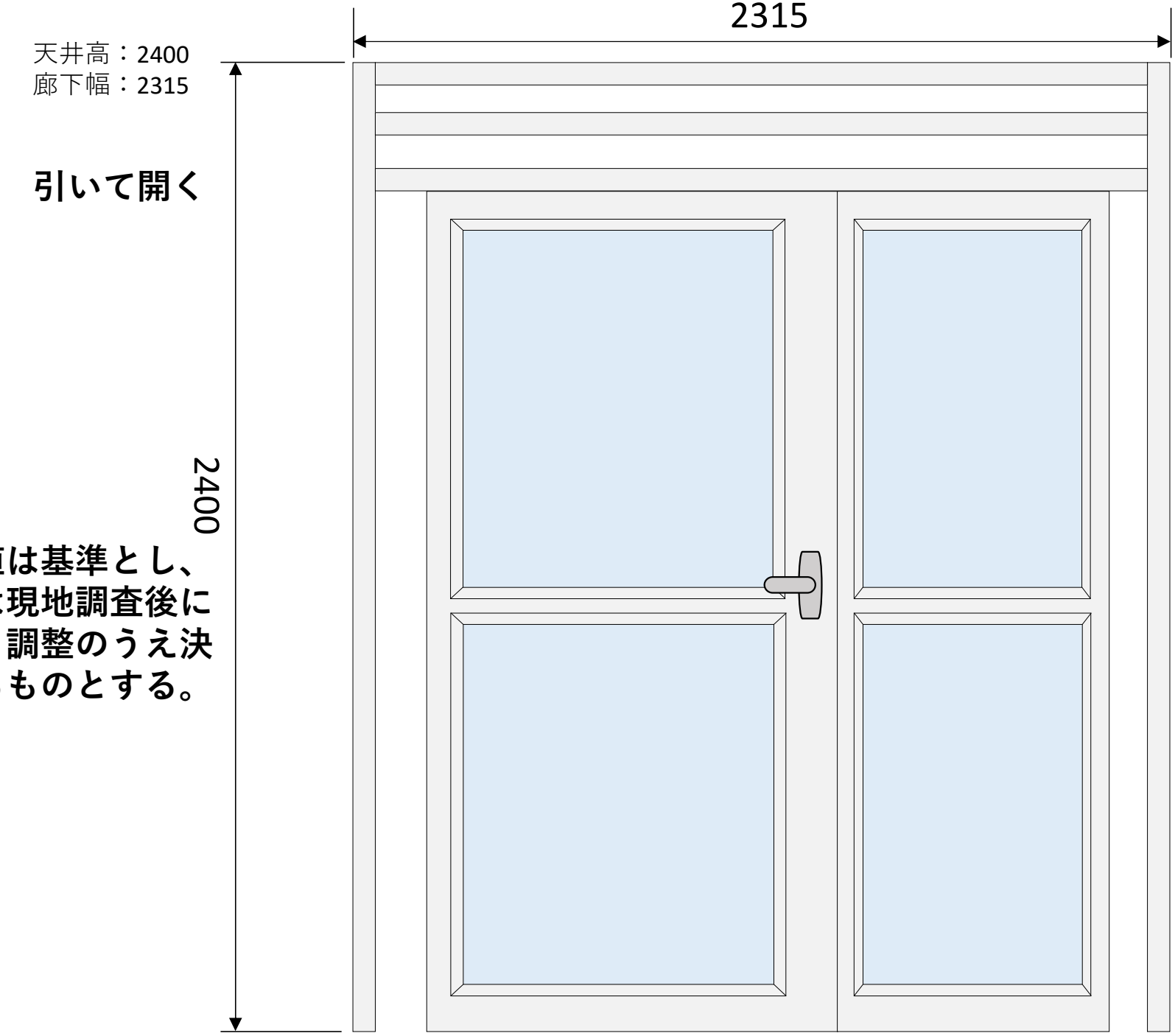
別紙第１３



番　号	品　名
A	カード認証装置ICカードリーダ（新設）
B	カード認証装置ICカードリーダ（移設）
C	カード認証装置ICカードリーダテンキー付（新設）
D	指静脈認証装置ICカードリーダ付（新設）
E	入退室管理端末（移設，設定変更）
F	電気錠コントローラ（新設）
G	指静脈認証装置（登録用）（新設）
H	カード認証装置ICカードリーダ（登録用）（移設）
I	電気錠（新設）
J	入退室管理ソフトウェア（設定変更）
K	メディアコンバータ（撤去）
L	インターフォン（新設）
M	カード認証装置ICカードリーダ（撤去）
N	ＴＲ－ＬＡＮレピータ（新設）

Ｃ３棟２階既設扉改修東側設置図（西側から）

別紙第１４



数値は基準とし、細部は現地調査後に官側と調整のうえ決定するものとする。

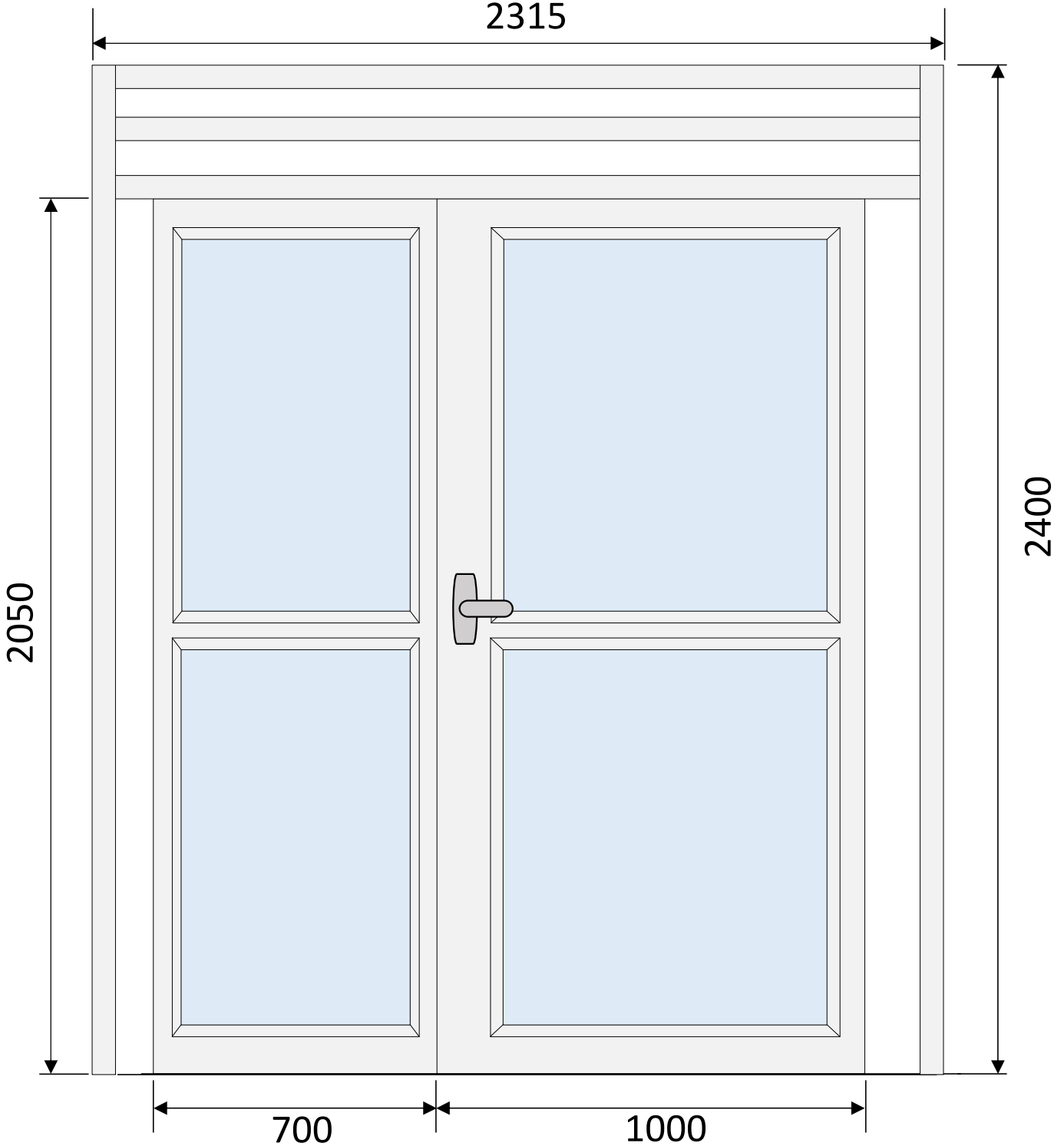
Ｃ３棟２階既設扉改修東側設置図（東側から）

別紙第１５

天井高：2400
廊下幅：2315

押して開く

数値は基準とし、細部は現地調査後に官側と調整のうえ決定するものとする。



ゲストカードデザイン

表面



Noは連番

磁気有り裏面

